

## 新潟市住宅騒音防止対策工事審査会設置要綱

### (設置)

第1条 新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱第2条の規定に基づく住宅騒音防止対策工事（以下「防音工事」という。）並びに新潟市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱第2条の規定に基づく機能回復工事及び再更新工事の補助金交付の適正な執行を確保するため、新潟市住宅騒音防止対策工事審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次の事項に関して諮問に応じ、審査のうえ市長に答申するものとする。

- (1) 防音工事、機能回復工事及び再更新工事の設計・監理又は施工を行う業者（以下「業者」という。）の指定及び指定の取り消しに関すること。
- (2) 業者の指名及び指名の停止に関すること。
- (3) 空気調和機器の故障の認定に関すること。
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第3条 審査会は、委員6人をもって構成する。

- 2 委員には、財務部長、都市政策部長、建築部長、財務部契約課長、都市政策部空港課長及び建築部公共建築第1課長をもってあてる。

### (委員長)

第4条 審査会には、委員長1人を置き、財務部長をもってあてる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、事情の説明又は意見を述べさせることができる。

### (会議の開会の省略)

第7条 委員長は、軽易な事項又は急を要する事項については、会議を開かないで書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の表決にかえることができる。

### (庶務)

第8条 会議の庶務は、都市政策部空港課において処理する。

### (委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、昭和58年10月8日から施行する。

### 附則

この要綱は、昭和59年8月1日から施行し、昭和59年度の住宅騒音防止対策工事から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年11月4日から施行し、平成元年4月1日以後に補助金交付の決定をした住宅騒音防止対策工事及び機能回復工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、第3条2項の「都市整備局都市計画部長」を当分の間「都市整備局都市計画部参事」に読みかえるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。